

Business Certificate news

No.TCCI-125
Date : 2020 年 5 月 1 日

【新型コロナウイルス関連】 不可抗力事態発生のお知らせ

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、海外向け契約の履行不能や納期遅延(の可能性)が発生する場合、海外契約相手先に対し「不可抗力事態発生のお知らせ」を行うことが当事者として必要になることがあります。

東京商工会議所では、「不可抗力事態発生証明」そのものを行うことはできませんが、貿易登録をいただいている企業・個人事業主が作成された「不可抗力事態発生のお知らせ」に対し、サイン証明を行うことができますので、ご利用ください。

サイン証明とは

サイン証明は「書類上に自署された署名が、商工会議所に登録されているものと同一であることを証明することにより、その書類が正規に作成されたものである事を間接的に証明する」もので、この種の通知文書への商工会議所の認証形式として、従来ご活用頂いております。

サイン証明のご申請については、下記東京商工会議所ホームページ中の、証明センターページ「貿易関係証明についてーサイン証明」項をご参照ください。

<https://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/preparation/sign/>

参考:新型コロナウイルス感染症関連の不可抗力事態発生通知のサンプル文

契約に不可抗力条文の記載がある場合、具体的な契約上の手続きはその契約担当者と契約内容に応じた対応をお取りになることをお勧めします。

① 不可抗力事態となる可能性を予め通知する例【添付① (PDF 版、Word 版)】

海外取引先に、取り急ぎ「納期が守れない可能性がある」「契約内容が履行できない可能性がある」旨の第一報を入れるサンプル文です。日本で緊急事態宣言が発令したため、契約の納期遅れやキャンセルの可能性があり、これは不可抗力事態であることを伝えます。

② 不可抗力事態通知の例【添付② (PDF 版、Word 版)】

不可抗力をうける当事者は一般的に、合理的な説明とともに不可抗力事態の発生とその期間について、取引相手に書面で通知する義務があります。そのサンプル文です。

以上